

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 一
- 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県病院局 五
- 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程 五
- 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程 六
- 福島県教育委員会 七
- 福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則 七
- 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 七
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 七
- 福島県人事委員会 七
- 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 七

規 則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則、

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第十八号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年福島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次に掲げる法人」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）別表第三又は別表第四に掲げる株式会社」に改め、各号を削る。

第十一条第一号中「各号に掲げる法人」を「に規定する法人」に改める。
第十二条第三号中「第八十一条の二」を「第八十一条の六」に、「第八十一条の三」を「第八十一条の七」に、「第二十八条の二」を「第二十八条の六」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の七」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（職員研修課）

福島県規則第十九号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係） 一〇十五（略） 十六 条例別表十七の項の規則で定める事務	別表（第八条関係） 一〇十五（略） （新設）
福島県心身障害者扶養共済制度 条例（昭和四十五年福島県条例第十三号）第十九条第四項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(市町村行政課)

福島県規則第二十号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則施行規則（平成二十八年福島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 条例別表第一知事の部五の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護（以下「外国人生活保護」という。）の実施に関するもの

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人生活保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人生活保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人生活保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人生活保護の変更に関するもの

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人生活保護の停止又は廃止に関するもの

五 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給又は第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの

六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人生活保護に要する費用の返還に関するもの

七 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関するもの

第三条第二項中「第四号」の下に「まで」を加え、同条に次の一項を加える。

4 条例別表第二知事の部四の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第四項に規定する事務とし、同部四の項特定個人情報欄の規則で定める情報は、命令第十九条第一号から第六号までに規定する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(デジタル変革課)

福島県規則第二十一号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書を削る。

第一号様式（その一）を削り、第二号様式（その二）中「（その二）」（併修、休職）及び「㊸」を削り、第一号様式（その二）を第一号様式とする。

第二号様式中「㊸」を削り、「(1)併泊 (2)併修 (3)休職」を「(1)併修 (2)休職」に改める。

第三号様式（その一）を削り、第三号様式（その二）中「（その二）」（併修、休職）を削り、第三号様式（その二）を第三号様式とする。

第四号様式中「(1)併泊 (2)併修 (3)休職」を「(1)併修 (2)休職」に改める。

第五号様式中「㊸」を削る。

第六号様式中「㊸」を削る。

第九号様式（その一）を削り、第九号様式（その二）中「（その二）」（併修、休職）及び「㊸」を削り、第九号様式（その二）を第九号様式とする。

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書又は申込書は、改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき提出された申請書又は申込書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている使用許可書、個人使用券又は決定通知書は、改正後の規則の規定に基づき交付された使用許可書、個人使用券又は決定通知書とみなす。

(保健福祉総務課)

福島県規則第二十二号

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「及び住民票の写し」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、年金受給権者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。）について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないうとき、又は同法第三十条の十五第二項の規定によるその利用ができないうときは、年金受給権者又は年金管理者に対し、年金受給権者に係る住民票の写し又はこれに代わる

書面を提出させることができる。

第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式（第9条関係）

年金証書
番号

年金受給権者現況届

(4月1日現在)

年金受給権者 (心身障害者)	氏名	男女	生年月日	年 月 日
	住所			
	現況	施設入所等の有無	年金管理者の有無	
		1 (1) 施設入所 種類 (2) 入院 (3) 在宅 (4) その他 2 (1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就 労	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 () 2 無	
(日常生活の状況)				
福島県心身障害者扶養共済制度条例第19条の規定により、上記のとおり届けます。 年 月 日 〔年金受給権者〕 又は年金管理者 ふりがな 氏 名 〔年金受給権者 との続柄〕 福島県知事				

記入上の注意 (1) 「施設入所等の有無」について、1の欄は必ずいずれかを○で囲み、2の欄は該当する場合のみ○で囲んでください。
(2) 「日常生活の状況」についても具体的に記入してください。

添付書類 (1) 年金受給権者(心身障害者)の戸籍の抄本(年金受給権者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合に限る。)
(2) 年金受給権者(心身障害者)の住民票の写し(年金受給権者が県外に住所を有する場合に限る。)

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第二十七号様式による届は、改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第二十七号様式による届とみなす。

(障がい福祉課)

福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福島県立ふくしま医療センターこころの杜の項中

薬剤部

を

地 支
薬

域生活
支援部

に改める。

剤部

別表第2中

薬 劑 部

薬 劑 部 長

上司の命を受け、薬剤部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

地域生活支援部
（福島県立
ふくしま医療

地域生活支援部長

上司の命を受け、地域生活支援部の業務を掌理し、所属職員を

を	センターこころの杜のみ設置)		指揮監督する。	に
	薬 剤 部	薬 剤 部 長	上司の命を受け、薬剤部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成28年福島県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「南会津病院事務部事務長」を「南会津、ふたば医療センター附属病院事務部事務長」に、「宮下、ふたば医療センター附属病院事務部事務長」を「宮下病院事務部事務長」に、「南会津病院事務部事務次長」を「南会津、ふたば医療センター附属病院事務部事務次長」に、「看護部長」を「看護部長 地域生活支援部長 看護部副部長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県教育委員会

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立博物館条例施行規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 条別表備考1の規則で定めるものは、若松城天守閣及び会津若松市隣閣とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県教育委員会訓令第2号

教育庁職員（**教 育 庁 本 庁**）の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

福島県教育委員会

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成二十六年福島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

幼児教育に係る研修に関する業務に従事する職員	福島市瀬上町字五月田一六番地（教育センター）	幼児教育に係る研修に関すること。
------------------------	------------------------	------------------

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第3号

教育委員会（**教 育 庁**）の所管に属する教育機関職員（**教 育 庁**）の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

福島県教育委員会

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

- 別表中「保原高等学校長、安達高等学校長」を「福島南高等学校長」に改め、「郡山商業高等学校長、郡山北工業高等学校長、岩瀬農業高等学校長」、「若松商業高等学校長」、「喜多方高等学校長、会津農林高等学校長」及び「平工業高等学校長、平商業高等学校長、富岡高等学校長」を削り、「原町高等学校長、相馬商業高等学校長、小高産業技術高等学校長」を「相馬高等学校長、原町高等学校長」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、給料の特別調整額の区分が三種として指定されていた職で施行日において三種として指定されないこととなるものについて、施行日の前日から施行日以後引き続き当該職にある職員は、引き続き当該職にある間（施行日の前日において当該職にあり、施行日における当該職に係る学校の統合により当該職から引き続き統合された学校の校長の職となる職員は、引き続き統合された学校の校長の職にある間）、給料の特別調整額の区分が三種として指定されている職にあるものとみなして、施行日の前日における給料の特別調整額の月額に相当する額を支給する。

（職員課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局（**人事委員会事務局**）の事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局事務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局事務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第二十号中「昭和五十九年福島県人事委員会規則第十七号」第五条を「令和四年福島県人事委員会規則第二十九号」第二条第三項に、

「昭和五十九年福島県人事委員会規則第十八号」第五条を「令和四年福島県人事委員会規則第三十号」第二条第三項に改め、同欄第五十四号中「福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「保護条例」という。）第十五条第一項」を「個人情報報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「保護法」という。）第八十二条第一項及び第二項」に改め、「同条第二項の規定による」を削り、同欄第五十五号中「保護条例第二十一条第一項」を「保護法第九十三条第一項及び第二項」に改め、「同条第二項の規定による」を削り、同欄第五十六号中「保護条例第二十一条の七第一項」を「保護法第一百一条第一項及び第二項」に改め、「同条第二項の規定による」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（総務審査課）